

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
マラウイ	リロンゲグウェ西地区地下水開発 計画のための贈与に関する日本 国政府とマラウイ共和国政府と の間の交換公文	リロンゲグウェ西地区地下水開発計画を実施するため に必要な 1. 井戸及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	287,000千円 H20.3.31まで	H19.7.18 リロンゲ グウェで (同日)	日本側 宮下正明在マラウ イ大使 グブール・モ ンボウカエ財務大臣	H19.8.2 443号
マラウイ	マラウイヤ市道路網整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とマラウイ共和国政府との間 の交換公文	マラウイヤ市道路網整備計画を実施するために必 要な 1. 道路及び関連施設の整備に必要な生産物及び役務の 供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	854,000千円 H20.3.31まで	H19.7.18 リロンゲ グウェで (同日)	日本側 宮下正明在マラウ イ大使 グブール・モ ンボウカエ財務大臣	H19.8.2 444号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。